

# 平成28年度第1回宮城県環境審議会議事録

日 時：平成28年9月7日（水曜日）

午後1時30分から午後3時まで

場 所：パレス宮城野 中会議室「けやきの間」・

## 1. 委嘱状交付

### ○司会（大森副参事）

本日は、お忙しい中をご出席いただきましてありがとうございます。  
本環境審議会は規定により、ことし8月に委員の改選をさせていただきましたので、本日、佐野環境生活部長より委嘱状をお渡ししたいと存じます。部長が皆様の席で委嘱状をお渡しいたしますので、よろしくお願ひします。

それでは、お名前を読み上げさせていただきます。

東北大学大学院理学研究科教授、青木周司様。

宮城県中小企業団体中央会の赤坂泰子様。

宮城県森林インストラクター、宮城県地球温暖化防止活動推進センター副センター長の阿部育子様。

宮城教育大学総務担当理事・副学長の石澤公明様。

東北大学大学院理学研究科助教の大月義徳様。

宮城県市長会の代表といたしまして、角田市長の大友喜助様。

連合宮城女性委員会副委員長の大久優子様。

東北文化学園大学客員教授の香野俊一様。

宮城県医師会常任理事の佐々木悦子様。

宮城県各種女性団体連絡協議会監事の澁谷由美子様。

東北文化学園大学客員教授の須藤隆一様。

東北大学大学院農学研究科准教授の陶山佳久様。

仙台商工会議所中小企業支援部次長の高橋貴美江様。

公益財団法人みやぎ・環境とくらし・ネットワーク理事、宮城大学食産業学部助教の谷口葉子様。

立教大学社会学部教授の萩原なつ子様。

東北大学大学院環境科学研究科教授の松八重一代様。

農林水産省東北農政局生産部長の川口 尚様。

経済産業省東北経済産業局長の田川和幸様でございますが、本日は代理で鈴木 宏様がお出席です。

国土交通省東北地方整備局長の川瀧弘之様でございますが、本日は代理で立花義則様がお出席です。

環境省東北地方環境事務所長の坂川 勉様でございますが、本日は代理で吉澤友秀様がお出席です。

なお、本日出席予定でございますが、東北大学大学院経済学研究科教授の日引 聡様も、今回から委員としてお願いしております。

また、本日所用によりご欠席の皆様につきましてご紹介をさせていただきます。

宮城県生活学校連絡協議会常任幹事の末 弘美様、東北大学大学院環境科学研究科教授の土屋範芳様、仙台弁護士会の鶴見聡志様、東北大学大学院環境科学研究科長の吉岡敏明さまでございます。

皆様、2年間にわたる任期でございますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

## 2. 開会

### ○司会（大森副参事）

それでは、ただいまから、宮城県環境審議会を開会いたします。

本会は25名の委員により構成されておりますが、本日、現在のところ20名の皆様にご出席をいただいております。

環境審議会条例第6条第2項の規定により、成立条件である半数以上の出席をいただきましたことから、本日の会議は有効に成立していることをご報告いたします。

### 3. 挨拶

○司会（大森副参事） それでは、開会に当たりまして、佐野環境生活部長から挨拶を申し上げます。

○佐野環境生活部長 本日は大変お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。ただいま委嘱状を交付させていただきましたが、委員の皆様におかれましては、快く本審議会委員就任をお引き受けいただきましたことに対して感謝を申し上げます。

また、日ごろより県政の推進並びに東日本大震災からの復旧・復興に係るご支援を賜っておりますこと、この場をかりて厚く御礼を申し上げます。

さて、東日本大震災から5年半が経過しようとしておりまして、平成23年度に策定いたしました「宮城県震災復興計画」も、計画期間である10年の折り返し地点を迎えたところでございます。

本計画では、平成26年度から29年度を「再生期」とし、復旧にとどまらない抜本的な再構築に向けた動きを具体化していく重要な時期と位置づけ、さまざまな取り組みを進めております。

今年度の環境分野の取り組みといたしましては、昨年度ご審議いただきました「宮城県環境基本計画」に基づく、復興を契機とした先進的な地域づくりの推進のための施策といたしまして、東北初の商用水素ステーションの整備を初めとする水素社会の実現に向けた取り組みや、住宅への太陽光発電システムやエネファームの設置支援、県産材を使用した新築住宅の建築への補助などの施策を展開しております。

また、昨年末のいわゆる「COP21」で採択された「パリ協定」を受け、政府が新たに「地球温暖化対策計画」を策定したことを踏まえた地球温暖化対策の推進や、震災以降、排出量がふえたままとなっている家庭ごみの削減に向けた対策など、分野ごとに施策を推進しております。

今後とも、委員の皆様のご協力をお願いいたします。

本日もご審議いただく案件は1件、「宮城県環境教育基本方針」の改定についてでございます。「宮城県環境教育基本方針」は、本県の環境教育事業を推進する上での土台となる方針でございます。

現行の方針は、平成17年度に策定されたものであり、策定後10年を経過していること、その間に根拠法も改正され、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」が施行されたことなどから、今回、それらを踏まえて改定作業を行うものでございます。

本日付で審議会に諮問をさせていただき、審議会の下に専門委員会会議を立ち上げて審議を重ね、今年度中に答申をいただきたいと思いますと考えております。

このほか、報告事項といたしまして、みやぎ洋上風力発電等導入研究会の設置についてを報告させていただきます。

委員の皆様には、さまざまな観点からご意見を賜りますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○司会（大森副参事） 続きまして、今回、委員改選後初の顔合わせということでございますので、委員の皆様より自己紹介をお願いしたいと存じます。時間の関係もございまして、一言ずつということになりますが、青木委員のほうから一言ずつお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○青木委員 東北大学大学院理学研究科の青木と申します。

私は地球温暖化に関係する温室効果気体のグローバルな循環に関する研究をやっております。どうかよろしくをお願いいたします。

○赤坂委員 私は多賀城のほうで産業廃棄物の中間処理及び建設発生土のリサイクルを行っております赤坂と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

○阿部委員 皆さん、こんにちは。阿部育子と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

私の肩書の1つですが、地球温暖化となっておりますが、大体似ているんですが、正

しくは、「ストップ温暖化センターみやぎ」というところの副センター長をしております。よろしくお願いいたします。

- 石澤委員 宮城教育大学理事をしております石澤公明と申します。専門は植物生理学を専攻しております。前回に引き続いてお引き受けいたしました。よろしくお願いいたします。
- 大月委員 東北大学大学院理学研究科の大月と申します。よろしくお願いいたします。  
私は、専門は地球学、地質学でございます。前回に引き続き、またよろしくお願いいたします。
- 大友委員 角田市長の大友でございます。  
宮城県市長会の代表ということで出席をさせていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。
- 大久委員 皆様こんにちは。連合宮城女性委員会副委員長を仰せつかっております大久優子と申します。私、労働者側として労働運動をしております。よろしくお願いいたします。
- 香野委員 東北文化学園大学の客員教授をしております香野と申します。私の専門は音響なんです。特に騒音の評価とか対策とか、そういう点をしております。  
前回まで、宮城県あるいは仙台市の大型小売店舗立地の委員をしておりました。よろしくお願いいたします。
- 佐々木委員 宮城県医師会の佐々木悦子でございます。自分の仕事は産婦人科で、特にお産を扱う産科医療を個人で開業してやっております。今、絶滅危惧種と言われておりますけれども。  
医学をやる前、生物物理化学の研究をしていたときがありますので、非常にこの環境審議会、たくさんの先生方のご意見等、興味深く拝聴させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。
- 澁谷委員 宮城県各種女性連合から参りました澁谷と申します。私の専門は全くこのことは関係ない音楽をやっておりますけれども、各種女性連合のほうの理事をやっておりますので、そちらから女性のいろいろな人の意見をということで、ここで学んだことをそこでまた皆さんに返していきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。
- 須藤委員 須藤と申します。専門といえますか、勉強しているのは生態工学ではございますが、どちらかといえば、自分で勉強するよりも今はいろいろなところの行政のお手伝い、例えば環境省とか行政のお手伝いをしているわけでございまして、半分は東京、関東、それから半分は仙台にいるということでございます。  
大した役には立っておりませんが、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。
- 陶山委員 東北大学大学院農学研究科の陶山と申します。よろしくお願いいたします。  
専門が森林分子生態学といまして、DNA分析を使って森林植物の生態学を研究するというものなんですけれども、この審議会とかかわりの深いところで言えば、生物多様性の中で特に遺伝的多様性の保全ですとか、絶滅危惧生物の保全ですとか、そういったところがあるかと思われま。よろしくお願いいたします。
- 高橋委員 仙台商工会議所の高橋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。  
本年度より環境や工業などの担当をさせていただいております。皆様と勉強させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
- 谷口委員 公益財団法人みやぎ・環境とくらし・ネットワーク理事、それから、宮城大学食産業学部で助教をしております谷口と申します。専門は農業経済学で、主に有機農業をテーマに研究しております。  
不慣れでいろいろご迷惑をかけることがあるかもしれませんが、精いっぱいがんばりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
- 萩原委員 立教大学の萩原と申します。よろしくお願いいたします。  
専門は環境社会学です。学部のほうでは環境教育であるとか、消費者教育等を担当しております。前回に引き続きの委員です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 日引委員 東北大学の日引と申します。どうぞよろしくお願いいたします。  
私の専門は環境経済学という分野で、主に政策の評価をしたり、あるいは企業や消費者、いろいろな人たちをその政策を通じてどうやって構造を変えていって、環境に優しい構造に変えていくかということを対象としています。  
実は、東北大学に来てまだ1年半しかたっておりませんで、これから仙台のことと

かをよく勉強しながら貢献していきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○**松八重委員** 東北大学大学院環境科学研究科の松八重と申します。

昨年は、実はオーストラリアで在外研究をしておりました、委員だったのですが、こちらの会議に参加せずに申しわけございませんでした。引き続きの委員でございます。

専門は資源循環に関わる環境経済影響分析で、ライフサイクル分析、マテリアルフロー分析をツールとして使っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○**川口委員** 農林水産省東北農政局の川口と申します。

私ども農林水産省では、環境への負荷を低減するというための環境保全型農業というものを推進しております。このような立場で国の行政機関からお声をかけられているんだというように理解をしております。

よろしくをお願いいたします。

○**鈴木様** 東北経済産業局長の代理で参りました資源エネルギー環境部環境・リサイクル課の鈴木でございます。

当局では、環境、家電、自動車等に係る各リサイクル法の執行のほか、環境に取り組む企業等の支援だとか、リサイクル関連産業の事業化の取り組みの支援等を実施しております。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○**立花様** 国土交通省東北地方整備局川瀧局長の代理で参りました、企画部の環境調整官をしております立花と申します。

皆様には、日ごろより大変お世話になっております。これからも引き続きよろしくお願いしたいと思います。

○**吉澤委員** 環境省東北地方環境事務所所長の坂川の代理の吉田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私、環境対策課ということで、こちらの本日のESDとか、そちらのほうにも関わっておりますので、議論をよく拝聴させていただいて、勉強させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○**司会（大森副参事）** それでは、続きまして、宮城県の主な職員のほうから自己紹介をさせていただきます。

○**佐野環境生活部長** 改めまして、環境生活部長の佐野でございます。3年目になりますので、よろしくお願いいたします。

○**鈴木環境生活部次長** 環境生活部次長をこの4月から拝命いたしました鈴木と申します。環境分野、多々課題がございます。先生方の専門的な知見、アドバイスを頂戴いたしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○**渡部環境生活部次長** 環境生活部次長の渡部と申します。

私は県職員としての採用の職種が化学職として採用されまして、これまで環境行政のほうに長く携わってまいりました。ことしがちょうど60歳となりまして、来年3月までとなります。よろしくどうぞお願いいたします。

○**伊勢環境政策課長** 環境政策課長の伊勢と申します。

この環境審議会の事務局を務めることとなります。どうぞよろしくお願いいたします。

○**末永再生可能エネルギー室長** 再生可能エネルギー室長の末永と申します。

後ほど、洋上風力発電について報告をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

## 4. 議 事

### (1) 審議会会長、副会長選出

- 司会（大森副参事） それでは、議事に入ります。  
最初の議事といたしまして、審議会の会長、副会長の選出を行いたいと存じます。  
環境審議会条例第5条の規定により、会長及び副会長は委員の互選によるものとされておりますが、会長、副会長が決まるまでの間、佐野部長を仮の議長として進めさせていただきます。  
それでは、佐野部長、よろしくお願いいたします。
- 佐野環境生活部長 それでは、しばらくの間、仮議長として、会長、副会長の選出を進めさせていただきます。  
先ほど事務局から説明がありましたとおり、委員の互選により選出するというところでございますが、皆様から自薦、他薦のお声をいただきたいと思っております。いかがでございましょうか。どうぞ。
- 石澤委員 事務局のほうでもし案があれば、お示しいただければと思います。
- 佐野環境生活部長 ただいま事務局案があるかということでございましたけれども、事務局のほうからお示しさせていただいてもよろしいでしょうか。  
（「異議なし」の声）
- 佐野環境生活部長 ありがとうございます。  
それでは、事務局のほうで説明をお願いします。
- 伊勢環境政策課長 それでは、事務局のほうから、審議会会長、副会長の案につきましてご説明いたしたいと思っております。  
会長には、前期まで当会の会長として円滑に審議会を運営いただきました須藤隆一委員に再び会長をお願いしたいと考えております。また、副会長につきましても、同じく前期まで副会長を務めていただきました吉岡敏明委員をお願いしたいと考えております。  
以上です。よろしくお願いいたします。
- 佐野環境生活部長 ただいま会長、副会長ともに引き続き須藤委員、吉岡委員をお願いしたいという案が示されましたが、いかがでしょうか。  
（拍手）
- 佐野環境生活部長 ありがとうございます。それでは、会長に須藤委員、副会長に吉岡委員を選出することとさせていただきます。  
以降につきましては、須藤会長をお願いいたします。
- 司会（大森副参事） それでは、ただいま選出されました須藤会長からご挨拶をいただきたいと思っております。須藤会長、よろしくお願いいたします。
- 須藤会長 かしこまりました。  
皆様のご推挙により、会長に就任させていただきました須藤と申します。  
昨年度までの会長ということでもございまして、先ほど自分でも申し上げましたように、大した役には立っておりませんが、年も多分私が年長だろうということでご推挙いただいたのだらうと思っております。皆様のご意見を伺いながら、この審議会をまとめていきたいと思っております。  
一言だけ申し上げたいと思っておりますが、やはり、私自身が環境問題にどういう視点を持っているかということについて申し上げておくことが必要かと思っております。現在の一番大事な問題は、地球温暖化対策だろうと、こう思っておりますが、この宮城県という地方の中で地球温暖化対策を全面に打ち出して何かをするということはなかなかできにくいところがございます。  
環境省では、私は地球環境部会長をやって、京都議定書等の削減量なんかを取りまとめてきたのですが、そういうようなことはこの審議会ではできないということは承知しております。  
しかしながら、緩和策と適応策がある中で、地方は特に適応策が大事だろうということで、本日のいろいろな議題も適応策に多分入るものが多いのではないかと、この

ように思っております。

つい最近も、パリ協定が、米国と中国を足し算すると38%になって、55%以上になれば効力を発揮するというので、もう少しで日本も多分それに加わるだろうと思います。早目にパリ協定が締結をされて、世界の目標ができて、その中で宮城県の審議会もいろいろな活動ができ得るだろうと確信をしております。

先生方のお力添えをお願いいたしまして、最初のご挨拶とさせていただきます。

○司会（大森副参事） 須藤会長、ありがとうございました。

なお、本日欠席のご連絡をいただいております吉岡副会長には、事務局より副会長就任の打診をさせていただき、次回の審議会の席上で報告をさせていただきたいと思っております。

続きまして、ここで本日の配付資料を確認させていただきたいと思っております。皆様に事前にお送りしております資料が、審1-1から6までというものと、報1というものでございます。加えて、参考資料といたしまして、「平成28年度宮城県環境生活行政の概要」というものを送らせていただいているところでございます。

あわせて、本日、皆様の机にお配りしております資料といたしまして、本日の式次第と座席表、そして環境審議会の委員名簿、また本日の審議事項に係る「宮城県環境教育基本方針の改定について」の本日付の諮問文書の写しでございます。

なお、事前にお送りしておりました資料審1-3と報1につきましては、郵送しました後に内容の変更がございましたので、これも机に配付させていただいておりますので、差し替えのほうをお願いしたいと思います。

差し替えをお願いしたい資料は、審1-3と報1の資料でございます。

資料に過不足等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、環境審議会条例第6条第1項の規定により、ここからの議事につきましては須藤会長に議長をお願いしたいと存じます。須藤会長、どうぞよろしくをお願いいたします。

○須藤会長 かしこまりました。

それでは、議長を務めさせていただきます。

## （2）審議事項

### 宮城県環境教育基本方針の改定について（諮問）（環境政策課）

○須藤会長 本日は、議題として審議事項1件、報告事項1件が予定されております。議題表を見ていただければおわかりになると思っております。

まず、審議事項の宮城県環境教育基本方針の改定について、先ほど佐野部長からお話のあったところでございます。これらについては、本日付で知事より諮問されたものでございます。担当課からご説明を願います。どうぞ。

○伊勢環境政策課長 それでは、事務局のほうから説明させていただきます。まず、本日お配りしておりますお手元の資料をごらんいただきたいと思います。

環境教育基本方針の改定について。本日付で知事から諮問させていただきまして、資料審1-1の環境教育基本方針の改定についてをごらんください。

続きまして、資料審1-1の環境教育基本方針の改定についてをごらんください。

1の概況でございますが、この基本方針は平成3年に策定、平成18年3月に改定されており、この方針に基づき、県の環境教育関連施策が推進されてきたところですが、改定から10年が経過しております。この間、国の根拠法令も改正され、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」が平成24年10月に全面施行されました。

法改正の内容でございますが、国連の「持続可能な開発のための教育」いわゆるESDでございますけれども、その動きや民間団体等の取り組みなど、環境教育を取り巻く状況の変化に対応する内容が盛り込まれており、また、地方自治体には行動計画の策定等に努めることとされております。

また、東日本大震災の発生により、本県の環境は大きな影響を受け、県民の環境に対する意識・関心・行動に変化が生じております。

さらに、平成28年3月に策定した「宮城県環境基本計画」においても、持続可能な社会を実現するための重要な施策として、環境教育の充実を求めていることから、今回、方針を改定し、環境教育の一層の推進を図るものです。

資料の裏面の2の改定のポイントというところをご覧ください。

環境教育等促進法の趣旨を踏まえ、企業、民間団体との「協働取組」の重視や、学校教育における環境教育の一層の充実などを盛り込むほか、当方針を都道府県等に作成が求められる「行動計画」として位置づけ、内容を充実するものであります。

次に、3の策定体制でございますが、環境審議会に諮問し、ご審議いただいた上で答申をいただきたいと考えております。

なお、諮問事項に係る調査のため、「環境教育基本方針策定専門委員会」を設置し、ここで集中的にご審議いただきたいと考えております。

資料審1-4に、専門委員として委嘱を予定している皆様の一覧がございますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

次に、4のこれまでの経過でございますが、県庁内部での検討を6月14日の策定会議や、若手職員、関係職員によるワーキンググループを皮切りにここまで議論を重ね、本日示している素案、たたき台を作成いたしました。

次に、5の今後の予定でございますが、専門委員会での審議、パブリックコメントなどを経て、来年3月に新宮城県環境教育基本方針の答申をいただきたいと考えております。

それでは、新方針の素案の内容についてご説明いたします。

資料審1-2が概要版、審1-3が素案本体となっております。本体のほうは18ページに及ぶ長大なものですので、本日は時間の都合上、資料審1-2のA3の概要版にて説明させていただきます。緑色のA3のものでございます。

素案は全部で6章で構成されております。

第1章で方針改定の趣旨、第2章で方針の将来像と行動計画としての計画化、第3章で現状と課題、第4章が推進のための基本的な方向性、第5章が具体的な推進施策、第6章が推進体制となっております。

概要版の左上、1-1-(1)環境教育の必要性について、これは現方針の内容をそのまま踏襲してございますが、我々の生活上の利便性や向上性の追求が自然環境に影響を与えることを認識・理解し、環境問題解決には生活上の意識を変革し、環境をよりよくするための行動を実践することなどが必要であり、県民みずから「持続可能な社会づくり」に向けた活動を自発的に進められるよう、人材育成や活動基盤整備、普及・啓発に積極的に取り組むことの必要性を記載しております。

1-1-(2)の方針改定の趣旨・背景につきましては、先ほど、改定の概況で説明したとおりですので、省略させていただきます。

1-2の方針の位置づけについては、環境教育等促進法に基づく環境教育推進の行動計画として位置づけられることから、現方針にはなかった計画期間を設けることとし、その期間を10年といたします。

なお、策定後、おおむね5年をめぐりとして、進捗状況等を評価し、必要に応じて改正を行うことといたします。

中段左に移りまして、2-1将来像ですが、環境基本計画の将来像と同一の「持続可能な社会の実現に向けてすべての主体が行動する地域社会」と掲げました。これは現方針の目標である「持続可能な社会づくり」を踏襲した内容となっております。

なお、将来像のみでは、目指すところがやや抽象的な部分もありますことから、環境教育を進める上での4つの基本理念や国の方針で掲げている環境保全のために求められる人間像や、環境教育がはぐくむべき能力等についても記載しております。

4つの基本理念には、現方針の内容をそのまま踏襲しております。

続いて、3現状と課題でございます。現在の方針では、現状と課題が1から6の項目で整理されておりました。今回の改定作業においては、これらの現状と課題が平成28年度時点ではどのように変化しているかを関係各課・室及び関係団体等からの意見をもとに整理し直しました。あわせて新たな課題として整理すべき事項として、7番、8番、9番の3項目を追加いたしました。

現状と課題を整理する中で明らかになったのは、現方針に記載されている課題、いわゆる10年前の課題が現時点においてもまだ課題として残されているということでした。2つ大きなところをまとめますと、1つとしては、さまざまな分野、さまざまな場面、さまざまな主体により環境教育・環境学習が実施されているものの、現場ニーズに沿った環境教育情報が一元化されておらず、現場に有益な情報が十分提供される仕組みができていないということがあったと思われました。

あわせて2つ目といたしましては、環境教育に資する活動を積極的に展開しているNPOと民間団体が数多く存在しているにもかかわらず、彼らの活動や人的資源が環境教育現場にうまくつながっていないということも明らかになりました。

これら現状と課題を踏まえ、4環境教育推進の基本的な方向性を整理しましたが、ここでは環境保全活動は県民が自発的・具体的に行うものとして、人材育成・活用、環境教育が行われる場の提供、情報提供等の推進により県民の環境保全活動を支援することとしております。

基本的方向性は7つの方向性で構成されていますが、現方針の6つの方向性を基本的に踏襲し、さらに民間団体等との協働促進を加えたものとなっております。

中段右側には、第5章で具体的な推進施策を掲げております。行動計画として方針を位置づけるとともに、環境教育に関する現状と課題や基本的方向性を踏まえ、取り組む施策を具体的に掲げるものとしていただきまして、推進施策は10の施策で構成されており、このうち、新たな取り組みについては朱書きで掲載しております。

1中核人材の発掘と育成については、NPOと民間団体の活動や人材についての情報を収集し、環境教育の中核人材の発掘を行うこと、また、その育成のために調整役や推進役としての能力開発のための研修の充実を掲げています。

2人材を活用した環境教育の推進については、小学校向けの出前講座などの場面で、多様なニーズに的確に答えられるよう制度の充実を図るものとし、その制度充実のために民間団体等の人材や教育プログラムを活用できる情報収集や仕組みの整備を目指すことを掲げております。

3中核的機能の強化については、環境学習支援のための拠点施設として「環境情報センター」の周知及び機能充実を図るとともに、環境教育をより効果的に推進するための機能として、(仮称)環境教育コーディネーターを配置し、環境学習ニーズと環境教育シーズをマッチングするための相談調整機能の充実を図ろうとするものです。

4知事部局と教育委員会部局の連携による充実については、方針改定後も引き続き環境教育を推進するため、知事部局と教育委員会部局が連携して教育プログラムや資機材の提供等に関する検討を継続して行っていくというものです。

5民間団体等交流機会の確保については、環境教育に資する取り組みを行う民間団体等の相互交流機会を確保し、団体間での協働の取り組み等を促進しようとするものです。

6情報の一元化・情報発信の強化については、さまざまな部署で実施されているさまざまな環境教育関連事業や関連情報を一元化し、情報発信力を強化し、県民に環境保全活動のきっかけを提供しようとするもので、このほか、7活動促進の仕組み・制度の充実では、優れた取り組みに対する表彰制度の拡充や環

境教育に資する取り組みを行う民間団体活動への助成等の制度化等を掲げております。

最後に、右上、第6章推進体制では、行動計画の進捗状況把握や効果的な取り組みの継続的展開のため、知事部局と教育委員会部局との連携による（仮称）「環境教育推進会議」を設置し、環境教育の推進を図ってまいります。

なお、現方針を10年前に策定して、きょう現在使っている方針につきましては、資料審1-5に概要版、審1-6に素版を配付してございますので、これは後ほど参考までにご参照いただければと思います。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○須藤会長 どうも簡潔にご説明いただきましてありがとうございます。

この環境教育基本方針の問題は、先ほど、先生方のバックグラウンドを伺っていると、多くの方がかなり関係をされていると思います。多分、いろいろなご質問やご意見があるかと思しますので、挙手をしていただきませんか。どなたかご質問なりご意見があったらどうぞお願いをいたします。いかがでございましょうか。最初の委員会のときはやりにくいので、なかなか手が挙がりにくいとは思いますが、どうぞ、ご専門の方もいらっしゃるようでございますので、ぜひ率先してお願いいたします。

今の事務局のご説明に納得をされましたか。どうですか。納得されないんだったら、この部分は納得されないということをおっしゃっていただいてもいいと思います。どうぞ。

○青木委員 5番目の推進施策ということで、これまで実践されてきたものが黒字で、新たに施策として考えられたものが赤字で書かれているというようなことで、大変盛りだくさんで結構だと思うのですが、赤字だけの項目が結構ありますけれども、前はこうだった、例えば4番目とか5番目とか6番目、また2番目もですね。そういうようなところは項目としては挙げられていなかったのでしょうか。それとも、こういう柱は立っていたけれども、ただ単に中身を改定して、別な施策を考えられたということなのでしょうか。

○須藤会長 どうぞ事務局、今のご質問に対して。

○大森副参事 それでは、事務局から回答いたします。

前回のこの推進施策に該当する部分、項目建てがそもそも6項目と、かなり集約された形となっていました。今回、整理をする中で、10項目ぐらいに分けたほうがいだろうということで今の形になっております。その結果として、例えば、2番ですとか4番ですとか、赤字だけにはなっておりますが、10年前の方針についても、やはり人材を活用した環境教育の推進の施策として、そういった人材派遣制度を導入したりとか、あとは知事部局と教育部局の連携というところをうたってはいたところなんです。なかなかその効果が十分出ない部分もあったかなというところがございます。やっていないという意味ではないのですが、やはり、今回の方針を改定するに当たって、大幅に見直しをしたり、拡充をしたということで全てが赤字の表現になっているということでご理解いただければなというふうに考えております。

○須藤会長 青木委員、それでよろしいですか。どうぞ意見があったらさらに追加してください。

○青木委員 はい、よくわかりました。

そういう意味では、前回までの施策の中では、多分こういったところが足りなかったんだらうなということにつけ加えられたんだと思うんですけども、そういう意味で、前回までの施策で非常に有効だったとか、有効じゃなかったとかという、いわゆる反省点みたいなものを示していただいたほうが、もっとよく我々素人としてはわかりやすいなと思っております。それが、反省を踏まえて次の施策に具体的に結びついていくというような姿をぜひ見せていただければなと思っておりました。

○須藤会長 事務局、今の問題は専門委員会ですることになるわけですかね。

○伊勢環境政策課長 そうですね。今、青木委員からおっしゃられたように、結局、現状をどう決めるか、現状、これまで10年間どうやってきて、うまく行ったものは何なのか、うまく行かなかったものは何なのか。ここを明らかにすることによ

って、次の10年の施策が生まれるという、基本的な部分のご指摘でございました。

きょうは概要版でこのような形でしてございますけれども、専門委員会の部分では、これまでの10年間どうだったのか、そういった現状及び現状を踏まえた今後の方向性について、少し突っ込んだ議論ができるように整理を急ぎたいというふうに思っております。

○須藤会長 ありがとうございます。

ただ、この審議会で、皆さんの前で審議できる機会というのは余りこの問題はないわけですね。専門部会へ行ってしまうと、こちらにいらっしゃる先生方の意見は、その場ではなかなかお話ができないということで、きょうのような意見を、これからは中間報告があったり、最後の報告があるんでしょうが、それをぜひ専門委員会のほうの、専門委員会にもう少しこの委員に入ってもらっていただいてもいいのかもしれないけれども、大体決まっているようだから、それはこのままでいいんですが、できるだけ当会の意見を届けるようにしていただきたいと思っております。

青木委員、それでよろしいですか。

○青木委員 はい、よくわかりました。

○須藤会長 続いてどうぞ。石澤委員。

○石澤委員 審議会から唯一この専門委員会議の依頼を受けております石澤と申します。

以前からの方針、青木委員からありましたけれども、私、宮城教育大学におりまして、宮城教育大学には環境教育実践研究センターという、この環境教育を進めるためのセンターを持っております。先ほどのご説明の中で、教育との関係の重要性というものを言われておりましたが、教育現場のことから言いますと、この環境教育、ESDもそうなんです、ESDという言葉自体が、恐らく初めて聞かれた方々が多数おられるかと思いますが、自然科学の研究者の間でも「E」は「Education」なんですけれども、この言葉がつくと、「SD」はわかる方はいるんですが、「E」がつくと途端にそれは何だと。実はこれは日本でつくられた言葉です。実際の学校現場でなかなかこれが普及しない1つの理由は、こういう科目があるわけではないということです。ですから、総合的学習ですとか、そういうところでこれを広めていかなければならないということで、本学においても、センターの専任の教員が努力していますが、学校現場でそういうことをご理解いただける教員をいかに育てるかということが、これを広めていくことの非常に重要なことで、ここで環境審議会といいますか、この知事部局と教育委員会との関係というものをうたっておられますが、ここは極めて重要な部分かと思っております。

専門委員会でもこういう議論が出てくるかと思いますが、今、会長のほうからありましたように、必要があればこの審議会の委員にさらに入っていただくというふうなことも考えられればと思っております。

○須藤会長 私は全くそう思いますので、ここですぐ何か言っちゃうといけませんので、事務局と相談した上で推進していきたいと思っております。

石澤先生、どうぞよろしく願いいたします。

ほかの委員の方、どうぞ。萩原委員どうぞ。

○萩原委員 今の石澤委員の話にも関連することなんですけれども、私は文部科学省の消費者心理教育であるとか、ESDとかいろいろやっているんですけれども、今取り組みとして重要視されているのが、学校内部でも教科横断の取り組みということとなりますので、そういった点も踏まえて議論していただけたらいいなと思っております。

中心なのは家庭科の先生たちなんですけれども、家庭科だけではもう無理なことになっていて、例えば英語ですとか数学であるとか、いろいろな教科で同時に学校の中で取り組んでいくということが求められてきていますので、その点を踏まえて議論していただければなと思っております。

○須藤会長 石澤先生、今の意見もどうぞ専門委員会でご審議いただきたいと思っております。ありがとうございます。

ほかの委員の先生、いかがでしょうか。よろしいですか。ここで何か特別な意見というのは、こういう問題に対してはなかなか難しいだろうと思っておりますので、それでは、

折に触れて中間報告もお願いするし、またここの意見の、例えば、今、萩原先生おっしゃったようなことが必要であれば委員を追加していくとか、そんなことで乗り切っていきたいと思いますので、石澤先生、どうぞよろしくおまとめいただきたいと思います。

それでは、この議題はこの辺にさせていただいて、今度は全く逆の技術の議題になると思いますが、次の議題に移りたいと思います。

### (3) 報告事項

#### 「みやぎ洋上風力発電等導入研究会」の設置について（再生可能エネルギー室）

○須藤会長 それでは、この案件は報告事項なのですが、「みやぎ洋上風力発電等導入研究会」の設置についてということで、洋上風力発電のことについて議論するわけではなくて、その研究会の設置について議論するというのが、この報告事項の案件でございます。

担当課から説明を願います。室長さん、どうぞ。

○末永再生可能エネルギー室長 再生可能エネルギー室室長の末永でございます。着座にて失礼いたします。

それでは、みやぎ洋上風力発電等導入研究会の設置についてご報告を申し上げます。

資料は報1と右肩に書いた資料でございます。こちらをご覧ください。

宮城県では、平成23年10月に策定いたしました震災復興計画に基づきまして、各種施策の展開を図っていくところでございまして、震災復興計画では、復興のポイントの1つとしまして、再生可能なエネルギーを活用したエコタウンの形成ということ掲げており、再生可能エネルギーの積極的な導入を図っているところでございます。

このたび、その一環としまして、「みやぎ洋上風力発電等導入研究会」を立ち上げることにいたしましたので、その概要について報告をさせていただきます。

資料の報1「みやぎ洋上風力発電等導入研究会」の設置について、こちらの資料をごらんください。

まず、1風力発電の導入の背景でございます。

昨年、「COP21」におきまして「パリ協定」が締結されましたが、我が国の削減目標の根拠として、国では2030年の電源構成において再生可能エネルギーの割合を高めることとしており、特に風力を3倍以上にふやすという見通しとしております。

また、そのポテンシャルにつきましては、北海道や東北などで高いとされておるところでございます。

一方、本県でございますが、東日本大震災による甚大な被害を受けまして、現在、創造的な復興を目指し、取り組んでいるところでございまして、エネルギー分野では、二酸化炭素排出削減に加え、エネルギー供給源の多様化や自立・分散型エネルギーの確保を図るため、本県では比較的、地理的な優位性の高い太陽光発電を中心といたしました再生可能エネルギーの積極的な導入に取り組んできたところでございます。

さらに、今後、この再生可能エネルギーの導入を進めるためには、これまで未利用でかつ大規模に導入ができ、また、地域経済への波及効果が期待できる風力発電の導入を目指していく必要があるものと考えてございます。

続きまして、2研究会設置の目的でございます。

本県での風力発電は、現在、陸上では2つのプロジェクトが民間ベースで進んでおります。洋上風力につきましては、海域利用者の方々との調整に十分な配慮が必要となると考えてございます。

そのため、このたび、県が関与いたしまして、県内沿岸地域への風力発電導入のメリットや課題につきまして、県内の風況の特性あるいは新たな産業創出、漁業との協調などを含めたさまざまな角度から整理いたしまして、関係者の間でそれらの認識の共有化を図りながらその可能性を探ることにより、機運醸成や課題解決を図っていくために、関係者で構成いたしますこの研究会を設置する運びとなったものでございます。

3の協議事項でございますが、4項目掲げてございます。

(1) 沿岸地域への風力発電の導入可能性や課題整理、(2) 風力発電の導入に向けた調査候補エリアの選定、(3) 県内の風況特性を踏まえた導入モデルの検討、(4) その他について協議をすることとしております。

4の構成団体でございますが、裏面をごらんください。

国の関係機関5団体、漁業協同組合などの県内外の関係団体7団体、東京大学を初めとした大学研究機関が4団体、それと電気事業者、金融機関3団体、沿岸の15市町、それと手を組みまして、以上38名の委員で構成するものでございます。

表面に戻っていただきまして、5の年次計画でございます。まず、今年度でございますが、年度内に3回ほど研究会を開催いたしますが、第1回目はあさっての9日に開催いたします。

今年度は調査候補エリアの検討、そして選定までを行いたいと考えております。また、研究会の合間に先進地の事例調査などを行う予定としております。

来年度につきましては、3回程度の研究会を開催いたしまして、今年度中に検討することとなる調査候補エリアに対して、風況の実測の測定や経済波及効果などの各種詳細調査を実施いたしまして、さらに導入可能性の確度を高めていこうと考えております。

6のその他でございますが、風力発電の導入に向けた詳細調査実施のためのエリア抽出等に当たりましては、先日、環境省から採択をいただきました「平成28年度風力発電等に係るゾーニング手法検討モデル委託事業」、こちらを活用しながら進めてまいることとしております。

本研究会の設置によりまして、まずは風力発電、洋上風力発電の可能性を探っていくということでございまして、走りながら考えていくという状況でございます。今後の状況に応じてスケジュールに変更があり得るものと考えております。

以上で、私からの説明を終わります。

○須藤会長 どうも簡潔にご説明いただきありがとうございます。

これも多分たくさん質問が出ると思います。どうぞお願いいたします。先生、どうぞ。

○日引委員 詳細を存じ上げておりませんので、幾つか気になっていることを質問させていただきます。

風力発電の場合、もちろんいいところもあればマイナスの負の側面もあって、負の側面も少し検討されているように思うんですが、具体的に、例えば、もちろん漁業権の問題を想定して、漁業者の方がいらっしゃるんですね。

加えて、例えば低周波騒音の問題というのは大丈夫なんだろうかと。海洋上なのでないかもしれませんが、やはり、騒音の問題があったときに、これはこの中で検討課題の中に入っているかどうかというのが第1点です。

それから、やはり、洋上だったとしても、バードストライクの問題があるかもしれません。例えばカモメがいたりとかですね。それらの問題を検討課題の中に入れていらっしゃるかどうかという問題。

そういうことをしたときに、この構成団体を見たときに、例えば、バードストライ

クの問題だとちょっとそういう専門の方が必要なのではないかとか、低周波騒音の問題だったら、洋上ではなくて、既に陸上でそういう問題が発生しているとすると、そういうことを扱っていらっしゃる方を委員に入れる必要はないかとかですね。それから、漁業権の調整の問題だとすると、法律家が必要なんじゃないかとかですね。そんなふうになんかちょっと思ったというのが感想です。以上です。

○須藤会長 どうもありがとうございました。

日引先生ご指摘のとおり、私も事務局には事前の打ち合わせのときにはそのことは申し上げたと思います。低周波騒音の問題、バードストライクの問題もね。それなので、もうつくってしまっている資料だからこのままなのかもしれませんが、そのことは当然考えていますよね。私たち押しつけてはいけないんだろうと思いますが、ここをお答えになってください。

○末永再生可能エネルギー室長 はい。今ご指摘いただきました点、メンバーといたしましては、裏面の16番に、まずバードストライクの関係がございますので、東北鳥類研究所の由井先生に入っていただくことにしております。

○須藤会長 専門家の先生ですよね。私も存じ上げています。

○末永再生可能エネルギー室長 低周波の問題などもございますが、まずこの研究会では、宮城県内である程度制約条件ですとか、あとは風況の強さなどに応じてゾーンングをしていきたいと考えておりました。そういった中で、実際にこういったところだとこういう制約があるというようなことを明らかにしていきながら、県が事業主体になるということではありませんので、民間の発電事業者の方などがそこに関心を持ちまして、こういったところでできないかというようなことが今後、予想されるのかなと思っております。その前段階でのいろいろな自然環境上の保護を優先する部分、あるいは漁業権の問題、そういったものをマッピング、ゾーンングの形で風況とともに整理をして、研究会を進めていければと思っておりました。

○須藤会長 私も、これも事前に伺ったような気がするんだけど、今の由井先生の関連質問になるんだけど、これは予算を伴いますよね。これは県費ではなくて環境省からの何とか経費をお使いになるんですよね。県費ではないんですよね。その辺もちゃんとやっていただかないと、誰を動員するとかというのも難しいと思いますので。どうぞ。

○末永再生可能エネルギー室長 6番のその他で、環境省の平成28年度の「ゾーンング手法検討モデル委託事業」、こちらが1年間で2,000万円、それを2カ年で4,000万円まで事業委託でご支援いただける想定でございます。

県でも若干そこには上乘せはさせていただきますけれども、こちらの環境省の採択いただいた事業をフル活用させていただきたいと考えております。

○須藤会長 環境省は幾つかの自治体にこれを出していますよね。宮城県だけではないですよ。

○末永再生可能エネルギー室長 今年度、平成28年度は当県以外に3カ所採択いただいております。

○須藤会長 というようなことで、何となく県の予算を持ってやるというふう聞こえるんだけど、実際は環境省の事業に乗って予算をいただいて実行していくと、こういう事業のようでございますので、その辺をご理解の上でご意見をお願いいたしたいと思っております。ほかの方どうぞ。

これでいけませんというわけにもいかないんですが、今のような注意もあって、バードストライクの問題やら低周波騒音、それから漁業権の問題とか、マイナスというか、我々が考えなくてはいけない問題というのは、電力をこれで賄うということについてそんなに異議はないんだろうと思いますが、違う面のマイナス面というか、そのことについて、環境審議会なので、先生方が心配されることについては、幾ら環境省の事業だからといって、そのことを余り考慮しないというわけにはいかないだろうと

思うので、2年間の事業をやったら、それを今度どうやって実用化するとか、そういうことを具体的にしないといけないのではなかったですか、この問題は。やりっ放しというわけではないんじゃないかなと思ったかと思えますけれども、いかがですか。

○末永再生可能エネルギー室長 今ご指摘いただきましたとおり、環境省の採択の条件としましては、ここで整理したさまざまな制約条件、可能性のマッピングにつきまして、全てデータを公表させていただいて、皆さんと情報共有を図っていくということがこの事業の条件になっておりますので、そこはこの研究会の場でさまざまなお立場の方々に全て情報はつまびらかにしながら、意見交換、情報共有の場としてこの研究会を活用していきたいということでございます。

○須藤会長 ありがとうございます。

どうぞ、ほかの委員の先生方、ご質問、ご意見あれば。こういう機会でないとなかなか言えないので。これは環境省の事業だから乗っかっちゃいましたというだけではなかなか理由にはならないと思えますので、どうぞ、ご注意なりご指示があったらしていただきたいと思えます。どうぞ。

○阿部委員 阿部です。私、ちょっとよくわからないんですけども、洋上ということは海の上ですよ。そうすると、船とかあるいはいかだのようなものとか、そういうもので移動して歩けるということになりますか。つまり、ゾーニングとおっしゃっているんですが、例えば季節によって風向きが違ふとか、たくさん発電ができるようなところに移動していくとか、そういうことなんでしょうか。

○須藤会長 なぜ洋上かということの質問ですね。どうぞお答えください。

○末永再生可能エネルギー室長 今、他県では、特に東北6県の中では、青森県あるいは秋田県、山形県などで洋上風力発電というものが実際に事業化されております。その主なものとしましては、港湾、工業港でございますが、そちらの船の通らない、例えば沖の防波堤の背後とか、そういったところに風力発電機を海底に直接杭を打ち込み設置しまして、そういった構造で行われているものが多くございます。

ただ、最近では、一番最新の事例としましては、長崎県の五島列島ですとか、あるいは福島県のいわき沖なんですけれども、そういったところでは、浮体式といいまして、海に浮かべていかりでとめるような、そういう浮体式のものというものも洋上風力の発電としてはございまして、海底に据え付ける着床式と浮体式の2種類の構造がございまして。

自由にそれが動くということは想定はされておられません。それは、やはり海域を利用される、特に漁業の方、あとは貨物船とか港湾を利用される方々との調整というのが当然必要になってまいりますので、そこはこういった方々をメンバーに、特に関係団体、裏面の6番から8番までは漁業の方、9番の水先区というのは工業港とかの貨物船を引っ張るパイロットさんの該当の団体の方なんですが、そういった方々にもこちらには入っていただいて、この場で情報共有をさせていただくということで考えてございます。

○須藤会長 陸上に設置するような固定されていないという意味でよろしいんですよね。

○阿部委員 でも、海底には固定するわけですよ。そして、しかも、例えば防波堤とか、そういうところの近くということではすごく陸地に近いところということになりますか。

○須藤会長 そうですね。沿岸です。

○阿部委員 沿岸。わかりました。どうもありがとうございます。

○末永再生可能エネルギー室長 参考までに、浮体式というものと、かなり沖合、数キロとか十数キロ沖合というものも、これからは考えられると思えます。海外ではそういったものもあるということでお聞きしております。

○須藤会長 ここでやる環境省の事業はそうじゃないんですよね。沿岸のごく陸につながっているような部分のところの近いところでやるということ、まだそれは決めていないわけけれども、これは審議してそれを決めて、その場所なり、それを選定してやってい

こうと、こういうことですよ。

- 末永再生可能エネルギー室長 まだ、こちらでこの場所というのを想定したわけではありませんが、さまざまな条件のもとに場所の絞り込みを予定しております。他県の事例を見ますと、やはり、港湾とか陸に近いところというのが多いようでございます。
- 須藤会長 阿部委員、それでしたら納得できますか。港湾とか、そういう問題。
- 阿部委員 はい、わかりました。ただ、ゾーニングの一番の条件というのはどういうことになりますか。風向きとか何とか、そういう。
- 須藤会長 設置する条件ですか。どうぞ。
- 末永再生可能エネルギー室長 制約条件につきましてもさまざまあると考えております。例えば、国立公園とか国定公園という自然環境を保護すべきエリア、あるいは海面利用者の方であれば漁業権、一方、事業採算性、事業をされる方とか風の強さ、あとは水深ですね。水深が急に深ければなかなか事業には向かないとか、そういったもろもろの条件を皆さんが情報共有できるように一覧のマッピングであらわしていく、そういったことからまずは始めていきたいと考えています。
- 阿部委員 ありがとうございます。
- 須藤会長 ありがとうございます。  
ほかの委員の先生方、よろしいでしょうか。何か質問はございますか、今の。大変関心のあるところだと思いますし。どうぞ。
- 松八重委員 これは日引先生からもご意見がありましたように、恐らく負の面と正の面と、両方お考えいただく必要があるものだと思います。洋上風力発電の場所に関しましては、沿岸部に近いところとあるいは沖合のほうと、まだ選定されていないということだったのですが、大きな人工物が設置されますと、やはり景観が相当変わります。電力を必要とする方あるいはその周辺で商売をなさっている方は、もちろんこの協議会の中に入っておられると思うのですが、観光ですとかあるいは周辺住民の方ですとか、構造物ができあがるまでは具体的なイメージがないままに、でき上がったときに景観が大きく変わって、「あれ、何か思っていたよりも随分でかいものがあちらに立っている」となると、それだけでも結構精神的な圧迫などがあつたりするという事例もございます。その辺のところも少しご検討いただければと思っております。
- 須藤会長 考える要素として、景観のことも考えてくださいということですので。研究会のときにその問題も出してください。どうぞ、よろしいですか。ほかの先生、よろしいですか。高橋委員、どうぞ。
- 高橋委員 こちらの構成団体の中に、先ほどのお話ですと、港湾関係の部分もありましたけれども、港湾関係がいらっしやらないように見受けられておりますが、その辺のところと、あとは宮城県さん、仙台市さん等とあとは荷主ですね。港湾を使っている荷主さんなどで構成されています「仙台国際貿易港整備利用促進協議会」という名前だったと思いますけれども、そういった組織などが入ったほうがよろしいのではないかとこのふうにとちょっと思ったんですけれども。
- 須藤会長 これは多分一例とってよろしいのだと思いますので、今のようなことのご意見があれば、当然、これは審議会を優先しなくてはいけませんので、皆さんがいいとおっしゃれば、今の団体は入れていただいたほうがいいので、具体的な名前は高橋委員、事務局にちゃんと言っておいってくださいね。何協議会とおっしゃったんですか。港湾何とか協議会ね。
- 高橋委員 はい。
- 末永再生可能エネルギー室長 まず、港湾関係では、港湾の港そのものの管理者はたまたま県になっておりますので、その点では事業主体が県と一緒にしております。  
あと、いろいろ海上の安全を担保していただくセクションとしましては、4番の宮城海上保安部さんに入っていて、いろいろご意見をいただくことにしております。

あと経済団体としまして、先ほど国際貿易港というお話をいただきましたけれども、仙台港を中心に構成されたメンバーの方々だと伺っております、まずは、今回は県全体で組織、県全体を掌握する団体の方をこのメンバーとして考えたところでございました。

今後、もしこの研究会から実際に事業をやりたいという方が手を挙げて、どちらかのエリアに決まって事業が進んでいくという形になれば、そういう場所に特化した直接の利害関係の方々が集まった別組織でいろいろなことを検討していただくことになるのかなと、そういうことで今考えております。

○須藤会長 ありがとうございます。

そういうことで、高橋委員、よろしいですか。ほかの委員の皆さんよろしいですか。それでは、大体意見も出尽くしたようでございますので、この辺で本日の議事を終了させていただきたいと思っております。長時間のご審議をいただきましたことにお礼を申し上げて、皆さんの円滑な進行に感謝申し上げて、議事を閉じたいと思っております。あとの司会は事務局にお任せをいたします。

#### 4. 閉 会

○司会（大森副参事） 須藤会長、ありがとうございました。

それでは、以上で本日予定していた議題を終了いたしましたので、これで本日の環境審議会を閉会させていただきたいと思っております。

委員の皆様におかれましては、ご多忙の中、会議への出席にご配慮いただきありがとうございました。

次回の審議会の開催につきましては、来年1月の開催を予定しております。追って担当より日程調整等のご連絡を差し上げますので、よろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。